

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隠岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隠岐の島町 (325287)
地域名 (地域内農業集落名)	都万 ^⑱ 地区 (釜屋・中里・西里・森里・砂子谷・上里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は水稻が主体。用水を確保しにくい農地ではソバや牧草を作付けている。年々離農する兼業農家が増えている。地域の大半を耕作している位置付けられた担い手は後継者が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

兼業農家が離農する農地は、位置付けられた担い手を中心に集積していき、効率的に耕作できるよう集約化を進める。位置付けられた担い手の後継者不足については、今後も継続して話し合いを進める。WCSの品質向上を図り、耕畜連携により島前への出荷ができるよう話し合いを進める。条件の悪い圃場は、牧草地または粗放的管理が必要であるため、今後も継続して話し合いを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の認定農業者を中心に集積・集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特記事項なし。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特記事項なし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部ほ場はグリーンサポートを活用した草刈りを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③効率的な作業を行うため、ドローン等を活用したスマート農業の導入を進める。
- ⑨牧草・WCSの作付けを行い粗飼料生産を確保する。